



# 金沢市公報

号外第16号

平成18年(2006年)6月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例 (農業委員会事務局)	1	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (保険年金課) 15
○公益法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部を改正する条例 (職員課)	6	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課) 16
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例 ( )	6	○金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例及び金沢市消防団条例の一部を改正する 条例 (消防総務課) 18
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税務課)	7	○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例 ( ) 18
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	15	○金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部を改正する条例 ( ) 19

## 条 例

金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第48号

金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3選挙区の項中「西堀川町」を「西堀川町 堀川新町」に、「玉井町」を「玉井町 木ノ新保町」に、「昭和町 南安江町」を「昭和町」に改める。

第2条 金沢市農業委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「30人」を「18人」に改める。

第4条を削る。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

選挙区	区 域	委員 定数
第1選挙区	茅原町 七曲町 西市瀬町 下谷町 白見町 上原町 畠尾町 羽場町 湯涌田子島町 湯涌町 湯涌曲町 湯涌荒屋町 湯涌河内町 東市瀬町 北袋町 芝原町 上山町 折谷町 菱池小原町 魚帰町 大菱池町 小菱池町 東町 柄尾町 古郷町 石黒町 板ヶ谷町 横谷町 末町 辰巳町 上辰巳町 水淵町 天池町 中戸町 平町 国見町 檜見町	3

	<p>大平沢町 相合谷町 下鷺原町 鷺原町 城力町 熊走町                  寺津町 日尾町 駒埴町 瀬領町 菅池町 甥杉町 見定町                  二又新町 倉谷町 鈴見町 鈴見台1丁目 鈴見台2丁目                  鈴見台3丁目 鈴見台4丁目 鈴見台5丁目 若松町 上                  若松町 若松町1丁目 若松町2丁目 若松町3丁目 もり                  の里1丁目 もりの里2丁目 もりの里3丁目 角間町 角                  間新町 田上町 田上1丁目 田上2丁目 田上本町 田上                  新町 俵町 中山町 戸室新保 戸室別所 小豆沢町 湯谷                  原町 清水町 田島町 荒山町 二俣町 砂子坂町 奥新保                  町 銚子町 太陽が丘1丁目 太陽が丘2丁目 太陽が丘3                  丁目 上中町 浅川町 袋板屋町 金川町 打尾町 平等本                  町 蓮如町 高池町 東荒屋町 朝加屋町 藤六町 三小牛                  町 別所町 蓮花町 山川町 小原町 新保町 住吉町 堂                  町 菊水町</p>	
<p>第2選挙区</p>	<p>笠舞町 笠舞本町1丁目 笠舞本町2丁目 笠舞1丁目 笠                  舞2丁目 笠舞3丁目 上野本町 田井町 旭町 旭町1丁                  目 旭町2丁目 旭町3丁目 錦町 土清水町 土清水1丁                  目 土清水2丁目 土清水3丁目 三口新町 三口新町1丁                  目 三口新町2丁目 三口新町3丁目 三口新町4丁目 花                  里町 涌波町 涌波1丁目 涌波2丁目 涌波3丁目 涌波                  4丁目 大桑町 西大桑町 つつじが丘 大桑新町 永安町                  館町 館山町 片町1丁目 広坂1丁目 広坂2丁目 柿                  木島 大工町 十三間町 十三間町中丁 上柿木島 下柿木                  島 里見町 油車 竪町 新竪町3丁目 池田町1番丁 池                  田町2番丁 池田町3番丁 池田町4番丁 池田町立丁 茨                  木町 中川除町 枝町 杉浦町 水留町 鱗町 川岸町 本                  多町1丁目 本多町2丁目 本多町3丁目 下本多町5番丁                  下本多町6番丁 菊川1丁目 菊川2丁目 城南1丁目                  城南2丁目 幸町 小立野1丁目 小立野2丁目 小立野3                  丁目 小立野4丁目 小立野5丁目 宝町 石引1丁目 石                  引2丁目 石引3丁目 石引4丁目 下石引町 飛梅町 出                  羽町 丸の内 十間町 西町3番丁 西町4番丁 西町藪ノ                  内通 上近江町 下近江町 博労町 大手町 尾張町1丁目                  尾張町2丁目 主計町 兼六町 小将町 兼六元町 橋場                  町 並木町 材木町 東兼六町 暁町 桜町 天神町1丁目                  天神町2丁目 横山町 扇町 寺地町 寺地1丁目 寺地                  2丁目 伏見新町 伏見台1丁目 伏見台2丁目 伏見台3                  丁目 円光寺町 円光寺1丁目 円光寺2丁目 円光寺3丁                  目 円光寺本町 山科町 山科1丁目 山科2丁目 山科3                  丁目 窪町 窪1丁目 窪2丁目 窪3丁目 窪4丁目 窪</p>	<p>3</p>

5丁目 窪6丁目 窪7丁目 高尾町 高尾1丁目 高尾2丁目 高尾3丁目 高尾南1丁目 高尾南2丁目 高尾南3丁目 高尾台1丁目 高尾台2丁目 高尾台3丁目 高尾台4丁目 清瀬町 坪野町 倉ヶ嶽 四十万町 四十万3丁目 四十万4丁目 四十万5丁目 四十万6丁目 しじま台1丁目 しじま台2丁目 南四十万1丁目 南四十万2丁目 南四十万3丁目 額谷町 額谷1丁目 額谷2丁目 額谷3丁目 三十苅町 額乙丸町 大額町 大額1丁目 大額2丁目 大額3丁目 額新保町 額新保1丁目 額新保2丁目 額新保3丁目 額新町1丁目 額新町2丁目 光が丘1丁目 光が丘2丁目 光が丘3丁目 馬替1丁目 馬替2丁目 馬替3丁目 泉野町 泉野町1丁目 泉野町2丁目 泉野町3丁目 泉野町4丁目 泉野町5丁目 泉野町6丁目 十一屋町 長坂町 長坂台 長坂1丁目 長坂2丁目 長坂3丁目 泉野出町 泉野出町1丁目 泉野出町2丁目 泉野出町3丁目 泉野出町4丁目 野田町 法島町 平栗 野町1丁目 野町2丁目 野町3丁目 野町4丁目 野町5丁目 寺町1丁目 寺町2丁目 寺町3丁目 寺町4丁目 寺町5丁目 平和町1丁目 平和町2丁目 平和町3丁目 緑が丘 泉が丘1丁目 泉が丘2丁目 清川町 弥生1丁目 弥生2丁目 弥生3丁目 富樫町 富樫1丁目 富樫2丁目 富樫3丁目 若草町 押野1丁目 押野2丁目 押野3丁目 八日市1丁目 八日市2丁目 八日市3丁目 八日市4丁目 八日市5丁目 八日市出町 西金沢1丁目 西金沢2丁目 西金沢3丁目 西金沢4丁目 西金沢5丁目 西金沢新町 矢木1丁目 矢木2丁目 矢木3丁目 上荒屋1丁目 上荒屋2丁目 上荒屋3丁目 上荒屋4丁目 上荒屋5丁目 上荒屋6丁目 上荒屋7丁目 上荒屋8丁目 森戸1丁目 森戸2丁目 新保本1丁目 新保本2丁目 新保本3丁目 新保本4丁目 新保本5丁目 中村町 増泉1丁目 増泉2丁目 増泉3丁目 増泉4丁目 増泉5丁目 御影町 神田町 神田1丁目 神田2丁目 新神田1丁目 新神田2丁目 新神田3丁目 新神田4丁目 新神田5丁目 東力町 東力1丁目 東力2丁目 東力3丁目 東力4丁目 糸田町 糸田1丁目 糸田2丁目 糸田新町 保古町 保古1丁目 保古2丁目 保古3丁目 黒田町 黒田1丁目 黒田2丁目 間明町 間明町1丁目 間明町2丁目 進和町 高島町 高島1丁目 高島2丁目 高島3丁目 玉鉾町 玉鉾1丁目 玉鉾2丁目 玉鉾3丁目 玉鉾4丁目 玉鉾5丁目 入江町 入江1丁目 入江2丁目 入江3丁目 本江町 米丸町

	<p>千日町 白菊町 有松1丁目 有松2丁目 有松3丁目 有松4丁目 有松5丁目 泉1丁目 泉2丁目 泉3丁目 泉本町1丁目 泉本町2丁目 泉本町3丁目 泉本町4丁目 泉本町5丁目 泉本町6丁目 泉本町7丁目 西泉1丁目 西泉2丁目 西泉3丁目 西泉4丁目 西泉5丁目 西泉6丁目 米泉町 横川1丁目 横川2丁目 横川3丁目 横川4丁目 横川5丁目 横川6丁目 横川7丁目 久安1丁目 久安2丁目 久安3丁目 久安4丁目 久安5丁目 久安6丁目 三馬1丁目 三馬2丁目 三馬3丁目 二口町 長田本町 駅西本町1丁目 駅西本町2丁目 駅西本町3丁目 駅西本町4丁目 駅西本町5丁目 駅西本町6丁目 駅西新町1丁目 駅西新町2丁目 駅西新町3丁目 広岡町 広岡1丁目 広岡2丁目 広岡3丁目 西念町 西念1丁目 西念2丁目 西念3丁目 西念4丁目 二ツ屋町 二宮町 北町 西都1丁目 西都2丁目 示野町 示野中町 示野中町1丁目 示野中町2丁目 桜田町 桜田町1丁目 桜田町2丁目 桜田町3丁目 出雲町 薬師堂町 若宮町 若宮1丁目 若宮2丁目 大豆田本町 南広岡町 向中町 大和町 尾山町 下松原町 下堤町 武蔵町 青草町 高岡町 香林坊1丁目 香林坊2丁目 芳芥1丁目 芳芥2丁目 六枚町 玉川町 長町1丁目 長町2丁目 長町3丁目 長土堀1丁目 長土堀2丁目 長土堀3丁目 三社町 中橋町 元菊町 片町2丁目 木倉町 中央通町 日吉町 醒ヶ井町 長田町 長田1丁目 長田2丁目</p>	
<p>第3選挙区</p>	<p>福増町 いなほ1丁目 打木町 下安原町 豊穂町 上安原町 上安原南 みどり1丁目 みどり2丁目 みどり3丁目 中屋町 中屋南 北塚町 南塚町 袋島町 稚日野町 佐奇森町 赤土町 専光寺町 神野町 神野1丁目 神野2丁目 神野3丁目 二ツ寺町 松島町 松島1丁目 松島2丁目 松島3丁目 古府町 古府1丁目 古府2丁目 古府3丁目 古府西1丁目 南新保町 鞍月1丁目 鞍月2丁目 鞍月3丁目 鞍月4丁目 鞍月5丁目 鞍月東1丁目 鞍月東2丁目 戸水町 戸水1丁目 戸水2丁目 直江町 直江北1丁目 近岡町 御供田町 大友町 大友1丁目 大友2丁目 寺中町 観音堂町 普正寺町 藤江南1丁目 藤江南2丁目 藤江南3丁目 藤江北1丁目 藤江北2丁目 藤江北3丁目 藤江北4丁目 畝田町 畝田東1丁目 畝田東2丁目 畝田東3丁目 畝田東4丁目 畝田中1丁目 畝田中2丁目 畝田中3丁目 畝田中4丁目 畝田西1丁目 畝田西2丁目 畝田西3丁目 畝田西4丁目 松村町 松村1丁目</p>	<p>3</p>

	目 松村2丁目 松村3丁目 松村4丁目 松村5丁目 松村6丁目 松村7丁目 無量寺町 無量寺1丁目 無量寺2丁目 無量寺3丁目 湊4丁目 桂町 金石東1丁目 金石東2丁目 金石東3丁目 金石西1丁目 金石西2丁目 金石西3丁目 金石西4丁目 金石北1丁目 金石北2丁目 金石北3丁目 金石北4丁目 金石本町 金石相生町	
第4選挙区	大野町1丁目 大野町2丁目 大野町3丁目 大野町4丁目 大野町5丁目 大野町6丁目 大野町7丁目 大野町新町 沖町 磯部町 松寺町 北寺町 大浦町 木越町 木越1丁目 木越2丁目 木越3丁目 みずき1丁目 みずき2丁目 みずき3丁目 みずき4丁目 東蚊爪町 東蚊爪町1丁目 東蚊爪町2丁目 大河端町 北間町 蚊爪町 須崎町 湊1丁目 湊2丁目 湊3丁目 栗崎町 栗崎町1丁目 栗崎町2丁目 栗崎町3丁目 栗崎町4丁目 栗崎町5丁目 栗崎町6丁目 栗崎浜町 五郎島町 北安江町 北安江1丁目 北安江2丁目 北安江3丁目 北安江4丁目 諸江町 三浦町 割出町 三ツ屋町 三口町 弓取町 問屋町1丁目 問屋町2丁目 問屋町3丁目 安江町 彦三町1丁目 彦三町2丁目 瓢箪町 笠市町 淵上町 堀川町 西堀川町 堀川新町 七ツ屋町 本町1丁目 本町2丁目 玉井町 木ノ新保町 木の新保5番丁 木の新保7番丁 此花町 柳町 島田町 折違町 昭和町	3
第5選挙区	卯辰町 山ノ上町5丁目 鳴和町 鳴和1丁目 鳴和2丁目 鳴和台 小金町 神宮寺町 神宮寺1丁目 神宮寺2丁目 神宮寺3丁目 三池町 三池新町 小坂町 御所町 御所町1丁目 御所町2丁目 南御所町 神谷内町 元町1丁目 元町2丁目 浅野本町 京町 乙丸町 高柳町 田中町 観音町3丁目 八幡町 東山1丁目 東山2丁目 東山3丁目 常盤町 東御影町 末広町 子来町 鶯町 大樋町 春日町 山の上町 小橋町 昌永町 浅野本町1丁目 浅野本町2丁目 梅沢町 森山1丁目 森山2丁目 東長江町 山王町1丁目 山王町2丁目 夕日寺町 伝燈寺町 牧町 小二又町 釣部町 柳橋町 法光寺町 百坂町 金市町 荒屋町 荒屋1丁目 福久町 福久1丁目 福久2丁目 福久東1丁目 横枕町 疋田町 疋田1丁目 疋田2丁目 疋田3丁目 宮保町 千木町 千木1丁目 今昭町 千田町 四王寺町 小野町 福島町 深谷町 堅田町 岩出町 月浦町 河原市町 不動寺町 薬師町 北陽台1丁目 北陽台2丁目 北陽台3丁目 下涌波町 上涌波町 梨木町 鳴瀬元町 桐山町 小池町 宮野町 正部町 高坂町 古屋谷町 堀切	3

	町 曲子原町 土子原町 松根町 清水谷町 竹又町 東原町 水元町 車町 直江野町 納年町 北方町 牧山町 不室町 柚木町 市瀬町 小嶺町	
第6選挙区	塚崎町 吉原町 弥勒町 南森本町 北森本町 観法寺町 梅田町 大場町 八田町 湖陽1丁目 湖陽2丁目 才田町 忠縄町 湖南町 今町 月影町 四坊町 四坊高坂町 二日市町 花園八幡町 岸川町 利屋町 浅丘町 榎尾町 北千石町 琴町 琴坂町 上平町 滝下町 中尾町 南千谷町 今泉町 朝日牧町 加賀朝日町 俵原町 鞆筒町 千杉町 地代町	3

附 則

この条例中第1条の規定は堀川新町及び木ノ新保町となる区域につき土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から、第2条の規定は次の一般選挙から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第49号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「通勤」の次に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。)」を加える。

第10条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第50号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第8条の2第1項中「障害の等級」を「傷病等級」に改める。

第9条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第12条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

---

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金 沢 市 長      山                      出                      保

### ◎金沢市条例第51号

#### 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条の2中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第30条の3第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第30条の4を削り、第30条の5を第30条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（調整控除）

第30条の5 所得割の納税義務者については、その者の第30条の3の規定による所得割の

額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第30条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から2,000,000円を控除した金額

第30条の6第1項中「（利息の配当を除く。）」を削り、「第30条の4」を「前条」に改め、同条第2項中「第30条の4」を「第30条の5」に改める。

第30条の7第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「（法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額）」を削り、「第30条の4」を「第30条の5」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

第32条の2第1項ただし書中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第5項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第38条の3を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第38条の3 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第42条の4及び第42条の7中「第10号の8」を「第10号の7」に改める。

附則第4条の4第2項及び第3項中「第30条の4」を「第30条の5」に改める。



附則第5条第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第5条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第5条の3第1項中「附則第4条の3第3項において準用する同条第1項」を「附則第4条の3第4項」に改め、同条第2項中「第48条の7第1項において準用する政令第7条の13第1項」を「第48条の6第1項」に改める。

附則第6条を次のように改める。

## 第6条 削除

附則第6条の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第6条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第30条の3及び第30条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第30条の7第1項の規定の適用については、同項中「第30条の5」とあるのは、「第30条の5並びに附則第6条の2第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第7条第2項中「第30条の4まで及び第30条の6の規定にかかわらず」を「第30条の3まで、第30条の5、第30条の6第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.9」に改め、同項第2号中「第30条の4まで及び第30条の6」を「第30条の3まで、第30条の5、第30条の6第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「第30条の4」を「第30条の5」に改める。

附則第8条を次のように改める。

（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第8条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第38条の2及び第38条の3の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第38条の7及び第38条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第38条の3」とあるのは、「第38条の3並びに附則第8条第1項」とする。

附則第19条の5第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第30条の6第1項及び第30条の7第1項」を「第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第19条の5第1項」を「並びに附則第19条の5第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の3」を「附則第4条の4」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「附則第33条の3第4項」を「附則第33条の3第8項」に改める。

附則第20条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「附則第35条第5項後段」に改め、同条第3項第2号中「第30条の6第1項及び第30条の7第1項」を「第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第20条第1項」を「並びに附則第20条第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の3」を「附則第4条の4」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第20条の2第1項中「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 480,000円

附則第20条の2第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の